

地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について

主な機能	国が示す機能	国分寺市の拠点機能	国分寺市の運用状況	課題	特記事項
相談	地域定着支援を活用しながら、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●地域活動支援センター（3箇所） ●相談支援事業所（9箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所間や市との連携による相談対応 ●緊急利用対象者の事前把握の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●他分野との連携強化 ●24時間の相談体制 ●緊急利用対象者で未把握となっている方への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度に新規開設した相談支援事業所を地域生活支援拠点等に位置付け（令和3年11月） ●緊急利用対象者の事前面談を進め、把握済の方については情報を適宜更新（令和3年度）
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所（4箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●【緊急入所保護事業】各施設間の連携・協力のもと、基幹相談支援センターが中心となり、市とも連携しながら緊急時の短期入所受入れ利用調整を実施（24時間365日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時個別支援計画の作成 ●他分野との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の「障害者等緊急入所保護事業」を活用し、介護する家族等が新型コロナウイルスに罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者に対しての受入を市内3法人与契約（令和3年7月） ●短期入所事業所を地域生活支援拠点等に位置付け（令和3年11月）
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所（4箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●体験型短期入所の実施（グループホーム及び日中活動系サービスの体験利用は各事業者で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●体験の機会・場のニーズ把握 ●障害特性やライフステージ等に応じた体験の機会・場の確保 ●体験型グループホームの地域生活支援拠点への位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所を地域生活支援拠点等に位置付け（令和3年11月） ●グループホーム（ピア国分寺）を地域生活支援拠点等に位置付けることについて検討（令和3年度）
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●地域活動支援センターつばさ 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員・支援者向け研修の実施 ●【支援者向け虐待防止研修・ネットワーク研修・新任研修・ブラッシュアップ研修・高次脳機能障害関係機関連絡会・発達障害者支援関係機関情報交換会等】 	<ul style="list-style-type: none"> ●行動障害や重症心身障害がある方、医療的ケアが必要な方及び高齢化に伴い重度化した方を支援できる人材の育成や事業所の確保 ●福祉人材の養成と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民福祉講座、支援者向け虐待防止研修、ネットワーク研修（3回）、ブラッシュアップ研修等を実施（令和3年度）
地域の体制づくり	コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●地域活動支援センター（3箇所） ●相談支援事業所（9箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ネットワーク研修の実施 ●自立支援協議会における地域の社会資源等の検討 ●【相談支援事業所連絡会】支援困難事例等についての課題検討及び情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点の各機能の連携強化 ●提供サービスごとの連携強化 ●障害種別ごとの連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ネットワーク研修を、地域移行・高齢福祉・児童をテーマに実施し、関係機関との連携を強化（令和3年度） ●地域自立支援協議会を中心とした様々な取組を実施（令和3年度） ●令和2年度に新規開設した相談支援事業所を地域生活支援拠点等に位置付け（令和3年11月） ●相談支援事業所連絡会を12回開催し、情報共有や事例勉強会等を実施（令和3年度）